

水戸市告示第 31 号

水戸市障害者福祉タクシー助成券交付要項を次のように定める。

平成20年 2 月26日

水戸市長 加 藤 浩 一

水戸市障害者福祉タクシー助成券交付要項

水戸市障害者福祉タクシー利用料金助成要項（平成 18 年水戸市告示第 78 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要項は、一般の交通機関の利用が困難な障害者の医療機関への通院等に要する交通費の一部を助成し、もって障害者の福祉の増進を図るため、福祉タクシーの助成券（以下「助成券」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要項において「福祉タクシー」とは、市内及び近隣市町村内に営業所を有するタクシー事業者のうち、第 4 条に規定する者のタクシー利用料金に関して市と協定をした者が所有するタクシーをいう。

（助成額）

第 3 条 助成券による助成額は、1 枚につき 300 円とする。

（対象者）

第 4 条 助成券の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害の級別が 1 級又は 2 級のもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省児発第 156 号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害の程度が A 又は㊦のもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている障害等級が 1 級又は 2 級のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成券を交付しない。

- (1) 助成対象者又は助成対象者と生計を一にする者が所有する自家用の自動車（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 145 条第 3 号に規定する自動車をいう。）が、茨城県県税条例（昭和 25 年茨城県条例第 43 号）第 71 条の 19 第 1 項第 3 号に該当するものとして、同項の規定により、その種別割を減免されている場合
- (2) 助成対象者又は助成対象者と生計を一にする者が所有する自家用の軽自動車等（水戸市市税条例（令和 3 年水戸市条例第 6 号）第 108 条第 1 項に規定する軽自動車等をいう。）が同条例第 124 条第 1 項第 1 号に該当するものとして、同項の規定により、その種別割を減免されている場合
- (3) 助成対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定

する障害児入所施設に入所している場合

(申請)

第5条 助成券の交付を受けようとする者は、障害者福祉タクシー助成券交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、障害者福祉タクシー助成券(様式第2号)を当該申請をした者に交付するものとする。

2 交付する助成券の枚数は、次の各号に掲げる交付の日の属する月の区分に応じ、当該各号に定める枚数とする。

- (1) 4月から6月まで 100枚
- (2) 7月から9月まで 75枚
- (3) 10月から12月まで 50枚
- (4) 1月から3月まで 25枚

3 助成券の再交付は行わない。ただし、汚損等により助成券が使用できないときは、この限りではない。

(助成券の使用等)

第7条 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、助成券を使用して福祉タクシーを利用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を福祉タクシーの乗務員に提示しなければならない。

2 助成券は、福祉タクシー1回の利用につきその運賃の額を超えない限りにおいて2枚まで使用することができる。

(助成券の返還等)

第8条 利用者(第4号に規定する場合にあっては、利用者又は相続人その他市長が特に適当と認める者)は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、未使用の助成券を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する交付の対象となる要件を欠いたとき。
- (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (3) 次項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 死亡したとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に助成券により助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成券の交付を受けたとき。
- (2) 助成券を他人に譲渡し、又は不正に使用したとき。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

障害者福祉タクシー助成券交付申請書

住 所	電話番号		
障害者氏名		生年月日	年 月 日生
障 害 程 度	身 体 障 害 者 手 帳	第 号 1 級 ・ 2 級	
	療 育 手 帳	第 号 ① ・ A	
	精神障害者保健福祉手帳	第 号 1 級 ・ 2 級	
上記のとおり障害者福祉タクシー助成券の交付を申請します。 水戸市長 様 年 月 日 申請者 住所 氏名 障害者との関係			
交付枚数	100 枚 75 枚 50 枚 25 枚		
交付番号		交付年月日	

※ 申請の際は、該当の等級のある身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

※ 自動車税若しくは軽自動車税を減免されている方、又は施設に入所されている方は、申請できませんのでご注意ください。

様式第2号 (第5条関係)

障害者福祉タクシー助成券

(第1面の表)

年度

障害者福祉タクシー助成券

手帳番号 等 級	第 第 第 種	号 級
氏 名		

交付年月日 年 月 日

有效期限 年 月 日

交 付 者 水 戸 市 長 印

交付番号 号

(第2面の表)

		年度
<u>障害者福祉タクシー助成券</u>		
運賃助成額	300 円	
手帳番号	第	号
乗車年月日	年	月 日
運転手名		
タクシー会社		
有効期限 年 月 日まで		
問合せ先		
※ 利用するときは必ず障害者手帳を提示してください。		
※ 1回の乗車につき、最大2枚使用できます。		
交付番号 _____		